



吹田市地域福祉計画の策定にあたって

I . 吹田市地域福祉計画の策定にあたって

この章では、吹田市地域福祉計画の策定の背景と必要性、目的と基本的視点、性格や既存の計画との関係・位置づけ、計画策定の取り組みについてまとめました。

1. 地域福祉計画とは

地域福祉計画は、社会福祉法第107条に新たに規定された市の行政計画で、社会福祉法第4条に規定された「地域福祉の推進」を目的として策定する計画です。

社会福祉法第107条の規定により地域福祉計画に盛り込むこととされた事項

- ①地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項（サービスの利用促進）
- ②地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項（サービス基盤整備）
- ③地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項（地域福祉活動への住民参加の促進）

(1) 計画策定の背景

多くの市民は住み慣れた地域で、安心して自立した暮らしを続けたいと願っています。しかしながら、長引く経済の停滞、依然厳しい雇用環境やリストラの進行などの中で、暮らしは不安定さを増しています。また、少子化と高齢化が急速に進んでおり、高齢者の生活不安や介護の問題、障害のある人の自立や社会参加の難しさ、子育て家庭の孤立化や子育て不安など、ひとりで解決できない困難な問題が、誰にとっても起こりうる問題となって広く見られるようになってきています。

一方、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、若年単身世帯といった小規模世帯が増えており、家族による扶養機能が弱まっています。また、高層集合住宅やワンルームマンションが増えるなど、居住形態にも変化が見られます。生活の価値観の揺らぎの中で、近隣との付き合いを負担に感じ敬遠する人や「お互いに必要以上の干渉はしない」といった人が増えるなど、市民意識にも変化が見られます。そして、これらのことがあいまって地域コミュニティ[※]のあり様にも影響を与え、お互いのつながりが希薄になっており、地域の助け合いの力や機能が弱まっています。こうしたもとで、地域の中で孤立しがちな人が増えており、児童虐待や高齢者虐待、ひきこもり[※]やひとり暮らし高齢者の孤独死[※]といった、把握や発見の困難な問題が深刻な社会問題となって表面化してきています。

今後さらに進行する少子高齢化の状況や5年後、10年後の地域社会の変化を予測しながら、問題の軽減・解決に向けて総合的に対応していくことが必要となっています。

(2) 地域福祉とは

社会福祉の諸制度は、児童福祉、障害者福祉、高齢者福祉に代表されるように分野別になっており、それぞれが個人を対象に個別的に福祉サービスを提供することを目的として運営されています。一方、私たちのくらしは、世帯を単位に、一定の地域を基盤に営まれています。市民のくらしは、社会福祉諸制度の整備を抜きにしては支えることができず、行政のさまざまな施策を必要としています。今日、くらしの問題が複雑・深刻化する中で、対象者ごとの行政施策を中心としたこれまでの社会福祉の枠組みでは、くらしの問題の解決が困難となっています。

「**地域福祉**」は、今日、子ども、障害のある人、高齢者の問題などがますます拡大・深刻化しており、そういった生活上の困難や不安（くらしの問題）を軽減・解決するために提起されている考え方です。これらの生活上の課題を、子ども、障害のある人、高齢者といった「対象者」ごとに考えるのではなく、住民のくらしの場である「地域」を、くらしの問題の発生する場であると同時に、その問題を解決する場としてとらえ、「地域」を基盤として、一人ひとりの生活を総合的に支える仕組みをつくろうとする営みです。

また、「**地域福祉**」は、住民一人ひとりの主体的な参加・参画と住民自治を基盤にした取り組みでもあり、地域での住民の主体的な活動の積み重ねの中でくらしの問題を明らかにし、地域を基盤に、その課題の改善や問題の解決を「公」「民」の役割の発揮と協働[※]で図っていくこととするものです。

「**地域福祉**」は、住民の身近なくらしのエリア、交流・連帯のエリアである「地域（自治会、小学校区単位などのコミュニティ）」に根ざした、「公」（行政）と地域住民、事業者等の「民」が協働した、地域福祉施策及び福祉サービスの提供や地域福祉活動の総合的・計画的な展開、まちづくりの取り組みといえます。

(3) 計画策定の目的

地域福祉計画は、第一に、地域福祉推進のための活動への地域住民や社会福祉関係団体、事業者等の参加・参画の促進、活動を支える人材・専門職員の配置と育成の支援、交流の場・活動拠点の確保、必要な情報の提供、財政的支援、連携の促進など、地域福祉活動推進の条件整備を進める上での行政の役割を明らかにします。

第二に、市民のくらしの課題や地域の特性に応じた社会福祉・保健、生活関連諸分野の施策・サービスの整備とその連携による、総合的・体系的な生活保障、行政の支援機能の強化を図ることを目的としています。

第三に、これらを通じてコミュニティの再生と自治の発展を図るとともに、市民一人ひとりの地域でのくらしを支える仕組みづくりを進めます。

(4) 地域福祉計画における重要な視点

地域福祉計画は、地域福祉の問題解決を図っていくときの大切な視点である次の四つの視点を大切に策定しました。

視点 ① 地域に暮らすみんなの問題として主体的に取り組む

福祉は、限られた人だけにとってのものではありません。加齢や心身の状態や生活環境の変化で、誰もが支援を必要とする状態になる可能性があります。福祉を一人ひとりの問題としてとらえていくことが必要です。

地域で生活する市民一人ひとりが単に社会福祉施策の対象としてではなく、自ら地域の福祉のあり方を考えて創っていく主体として、福祉サービスの提供や活動に主体的に参加し、運営を行っていく、必要な場合には行政と協働して社会福祉制度の改善を求めていくといったように、市民が主体的に参加し住民自治を発揮していくことを大切にしていくといった視点

視点 ② 誰もが自立して共に暮らしていける社会をめざす

…人権尊重、ノーマライゼーション※、ソーシャル・インクルージョン※

お互いの人権を尊重し合う社会、ハンディキャップがあってもごく普通に生活を営むことができる社会、すべての人々を社会の構成員として包み支え合い、市民の誰もが自立して共に暮らしていけるような社会をめざすといった視点

視点 ③ 「公」と「民」の役割を明確にして協働して取り組む

地域の問題解決には「公」（行政）の施策だけでは不十分であり、地域住民をはじめ、社会福祉関係団体・事業者、ボランティア・NPO※（民間非営利団体）等の「民」との協働、つまり「公」「民」の役割分担と「公」「民」協働の考え方に基づく取り組みが欠かせないといった視点

視点 ④ 暮らしの場である地域に着目して総合的・体系的に対応していく

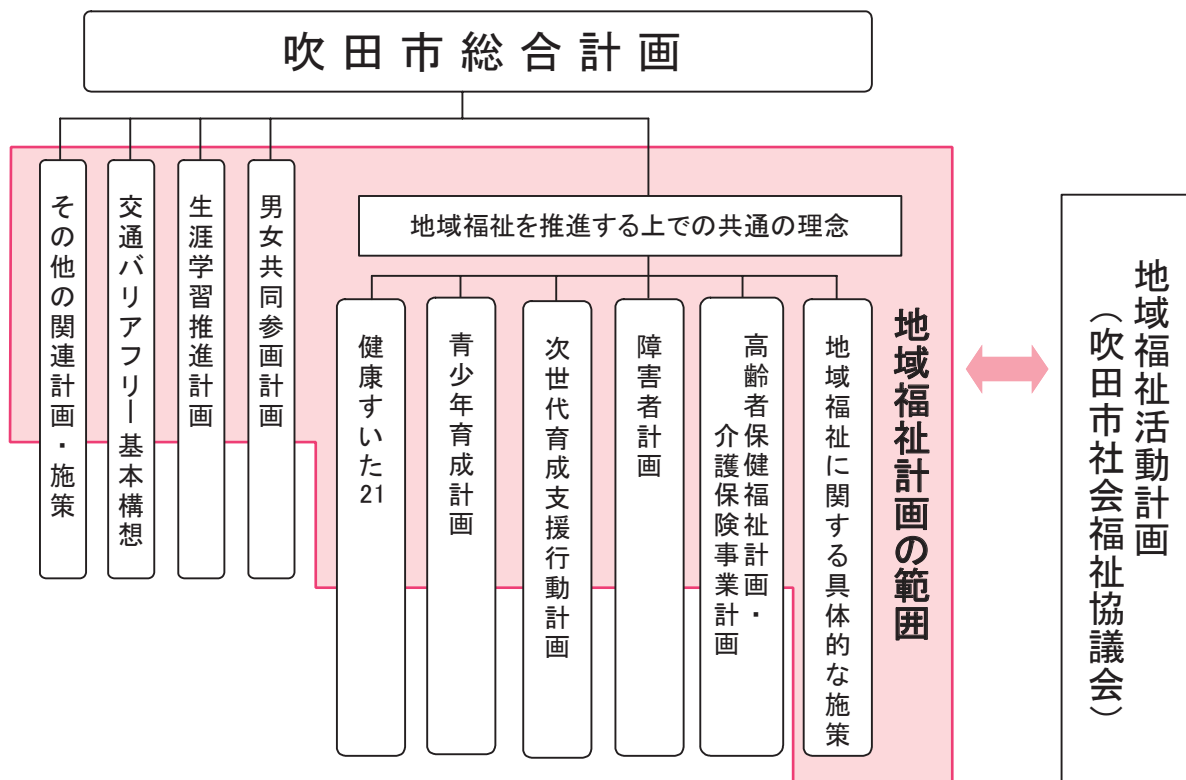
社会福祉制度にとどまらず、労働問題対策（雇用・就労、労働条件等）、保健・医療、社会教育（生涯学習）、住宅、生活環境施設、防災など、生活関連領域を含む総合的・体系的な生活保障を暮らしの場である地域に着目して、いかに展開していくかという視点

2. 計画の性格と位置づけ

地域福祉計画の性格は、吹田市総合計画において示している本市の将来像「人が輝き、感動あふれる美しい都市 すいた^{まち}」の実現に向けて、総合計画の理念・施策の基本方向に基づき、福祉の観点からそれを具現化していくものであり、地域福祉を推進していくための施策の基本的な方向性を示すものです。

地域福祉計画は、図 I - 1 に示したように、吹田市総合計画を上位計画としながら、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、障害者計画、次世代育成支援行動計画、青少年育成計画、健康すいた21、男女共同参画計画、生涯学習推進計画、交通バリアフリー基本構想などの個別行政計画で示されている内容を地域福祉の視点で再整理したものといたします。さらに民間団体（社会福祉法人）である吹田市社会福祉協議会で策定された地域福祉活動計画[※]と密接な関係にあり、互いに連携して進める関係にあります。したがって、地域福祉計画に基づいて施策や事業が単独で立案され展開されるというのではなく、個別計画との整合性を図りつつ、重なる内容については個別計画に具体化を委ねるなど、関係部署との協力・連携を図りながら具体化していくことが重要となります。

図 I - 1 地域福祉計画とその他の既存計画との関係



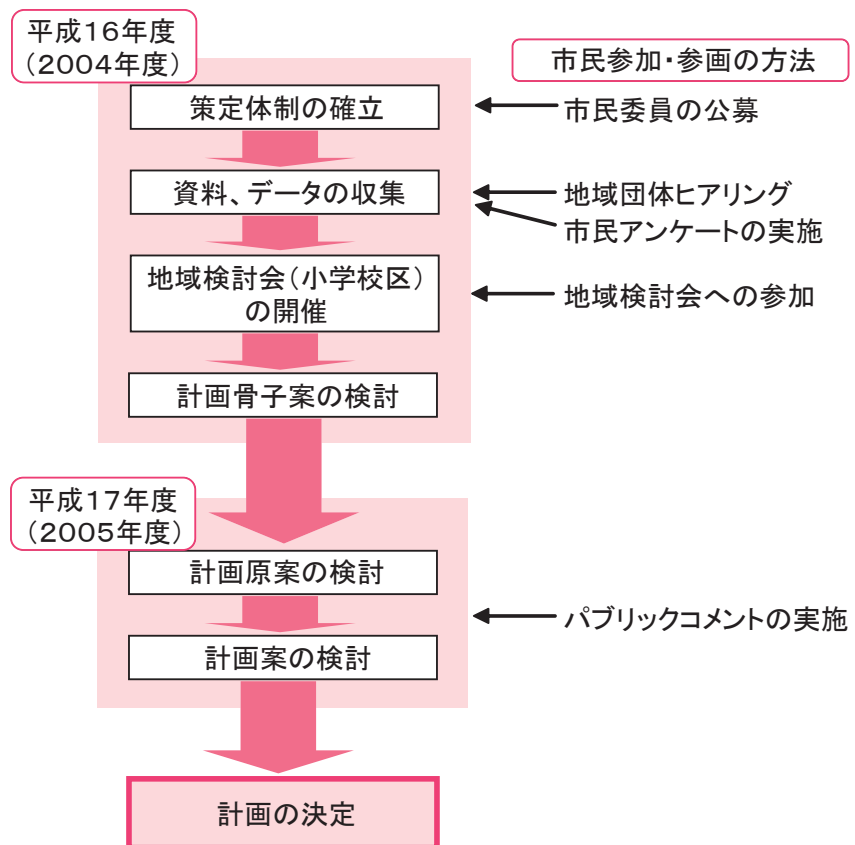
3. 計画の期間

地域福祉計画の期間は、平成18年度（2006年度）から平成22年度（2010年度）までの5か年です。適宜、進行管理と必要に応じた見直しも図っていきます。

4. 市民の参加・参画による計画策定の取り組み

図I-2に示したようなプロセスによって計画策定を行いました。特に、市民アンケート「吹田市民のくらしと地域福祉に関する実態調査」、小学校区単位を基本として開催した地域検討会（地区の福祉を語るつどい）などによる市民参加・参画の方法を大切にしました。

図I-2 吹田市地域福祉計画策定の流れと市民参加・参画の方法



(1) 市民の参画を基本とした策定体制

計画策定にあたっては、市民、社会福祉関係団体・事業者、関係機関等の参画により、幅広く意見を聴き、検討を進めるため、「学識経験者」(3名)、「市民(公募委員)」(4名)、「市内の社会福祉を目的とする団体及び事業者並びに市内の公共的団体の代表者」(7名)、「関係行政機関の職員」(1名)の計15名で構成される「地域福祉計画策定委員会」を設置しました。15名の策定委員の内4名を公募の市民委員として公募市民の参画比率を高めるとともに、市民委員を中心とした「作業部会」を設置して、計画策定のための基礎調査活動や計画案作成・検討作業に参加していただくなど、公募市民をはじめとした市民の参画に努めました。

なお、8回の策定委員会と15回の策定委員会作業部会を開催しました。

(2) 市民アンケート「吹田市民の暮らしと地域福祉に関する実態調査」の実施

市民の暮らしの状態、地域活動・ボランティア活動など地域(福祉)活動への関わりや意識、福祉に関するニーズや行政に対する意見等を調査するため、平成16年(2004年)9月13日から20日までの8日間をかけて市民アンケート「吹田市民の暮らしと地域福祉に関する実態調査」を行いました。

調査は、大学の研究者で構成された吹田地域福祉調査研究会に委託し、調査員による訪問聴き取り方式で実施しました。調査活動には、大学の研究者に加え社会福祉を学んでいる学生(大学院生を含む)が、学習・研究活動の一環として位置づけて参加し、3回の事前学習会にも取り組みました。

人口密度と世帯数の増減状況をもとに区分した8地域類型の中から、市の地域整備の区分である7ブロック区分(万博・阪大地域を除いて6ブロック、平成16年(2004年)9月現在)を考慮して調査対象地域を選んで調査を行い、対象665世帯の内、548世帯から回答を得ました。回収率は82.4%でした。結果は、「吹田市民の暮らしと地域福祉に関する実態調査報告書」(別冊)にまとめています。

(3) 地域検討会(地区の福祉を語るつどい)の開催

地域福祉活動計画を策定中の吹田市社会福祉協議会及び地区5か年計画を策定中の同協議会各地区福祉委員会[※]と連携し、共催の取り組みとして地域検討会(地区の福祉を語るつどい)を開催しました。

地域検討会(地区の福祉を語るつどい)では、地域の住民や関係団体、地域に所在する施設・事業所等の職員に参加を呼びかけ、参加者によるワークショップ[※](グループ討論)方式で行いました。地域検討会(地区の福祉を語るつどい)の中では、地域住民の視点から、くらしや福祉についての困りごと(くらしの問題)や取り組むべき課題を出し合ってもらい、その解決に向け住民自身が取り組めること、社会福祉協議会の取り組みや行政の施策・取り

組みとして要望していくことなどについて検討してもらいました。各地区の地域検討会（地区の福祉を語るつどい）終了後には、それぞれの検討会で出された意見や要望をテーマごとに整理してまとめ、引き続き地域での取り組みに活かしてもらえるよう、情報提供を行いました。

地域検討会（地区の福祉を語るつどい）は、小学校区単位の開催を基本として、市内33か所（33地区福祉委員会の全地域）で平成16年（2004年）11月から平成17年（2005年）2月までの期間をかけて開催しました。参加者人数は延べ1,419名でした。結果は、「吹田市地域福祉計画策定地域検討会（地区の福祉を語るつどい）報告書」（別冊）にまとめています。

(4) 地区福祉委員会及び社会福祉関係団体等へのヒアリングの実施

「地域福祉活動計画」の策定にあたって吹田市社会福祉協議会が取り組まれた地区福祉委員会及び社会福祉関係団体等に対するヒアリングに参加しました。

①地区福祉委員会ヒアリング

（期間） 平成16年（2004年）1月から3月まで

（対象と実施） 33地区福祉委員会中、32地区福祉委員会で実施

（地区福祉委員会からの参加者数） 延べ676名

②社会福祉関係団体等のヒアリング

（期間） 平成16年（2004年）3月から8月まで

（対象） 延べ17団体、222名

- | | |
|--|-----|
| ・高齢者・障害のある人等のニーズを抱える当事者組織 | 5団体 |
| ・民生・児童委員協議会、ボランティア・NPOなど
支援活動を担っている住民組織 | 5団体 |
| ・サービス提供事業者の組織 | 4団体 |
| ・その他の地域組織（自治会連合協議会など） | 3団体 |

また、地域福祉計画策定委員会作業部会により、平成17年（2005年）6月に、吹田コスモスの会（認知症家族の会）、9月に、NPO法人友一友の地域通貨[※]「いっぽ」の活動のヒアリングを実施しました。

(5) パブリックコメント[※]の実施

「地域福祉計画案」に対する意見を募るため、平成18年（2006年）3月6日から31日まで、市内の公共施設で「地域福祉計画案」（概要版）を配布するとともに、吹田市ホームページにも計画案（全文）を掲載し、パブリックコメントを募集しました。7件のご意見をいただき、ご意見に対する対応の検討結果を吹田市ホームページで公開するとともに、吹田市地域福祉計画策定委員会において報告しました。